

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（第 201 回国会閣法第 12 号 附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

七 雇用政策に対する政府の責任を示すものである雇用保険の国庫負担については、改正後の雇用保険法附則第十五条の規定に基づき、早期に安定財源を確保し、本則に戻すこと。また、今回の時限的な国庫負担率の引下げ措置の継続については、令和三年度までの二年度間に厳に限った措置とすること。